



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…五

公告

- 開発行為に関する工事完了……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

告示

●東京都告示第九百四十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」とい

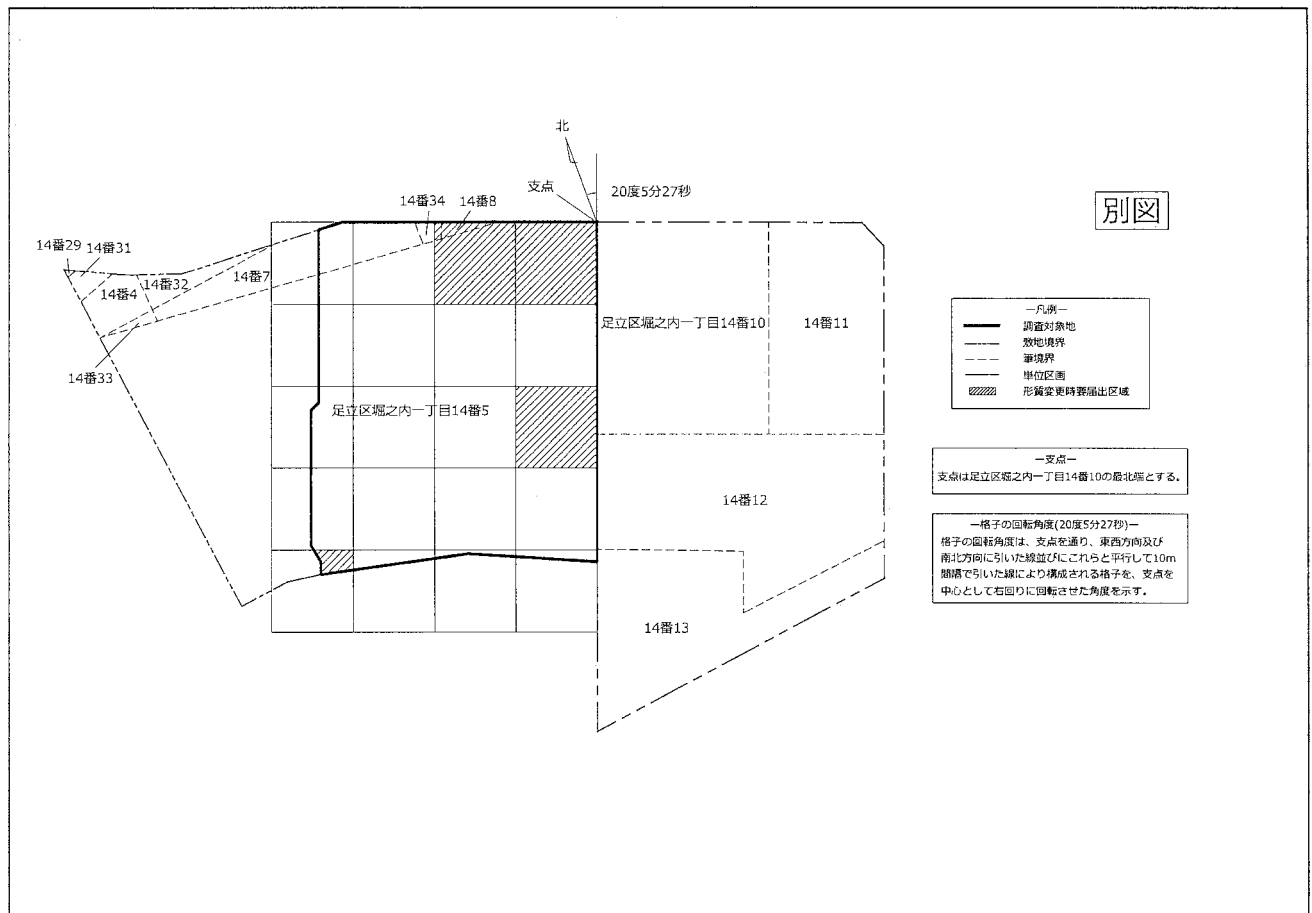
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区堀之内一丁目地内)

- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

—凡例—
 調査対象地
 敷地境界
 筆境界
 単位区画
 形質変更時要届出区域

—支点—
 支点は足立区堀之内一丁目14番10の最北端とする。

—格子の回転角度(20度5分27秒)—
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十一号

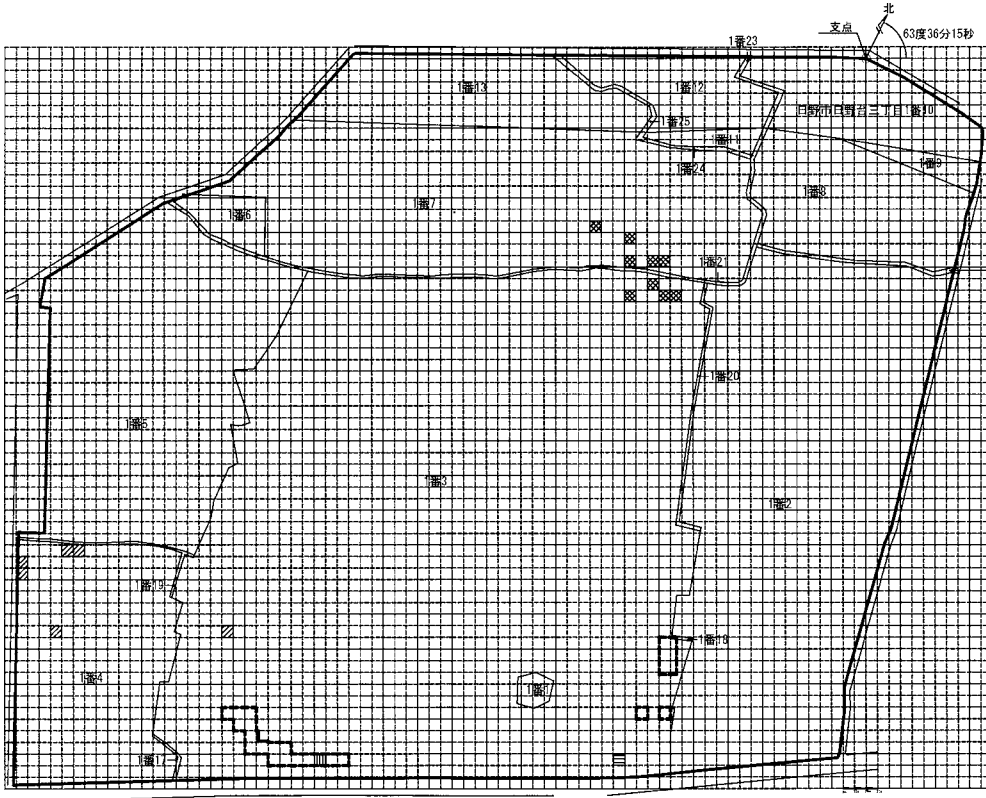
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月九日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(日野市日野台三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第621号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第218号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (令和2年東京都告示第122号により指定された区域)
 - 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
 - 境界線
 - 敷地境界
 - 調査対象地

支 点
支点は日野市日野台三丁目1番10の最北端とする。

【格子の回転角度(63度36分15秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

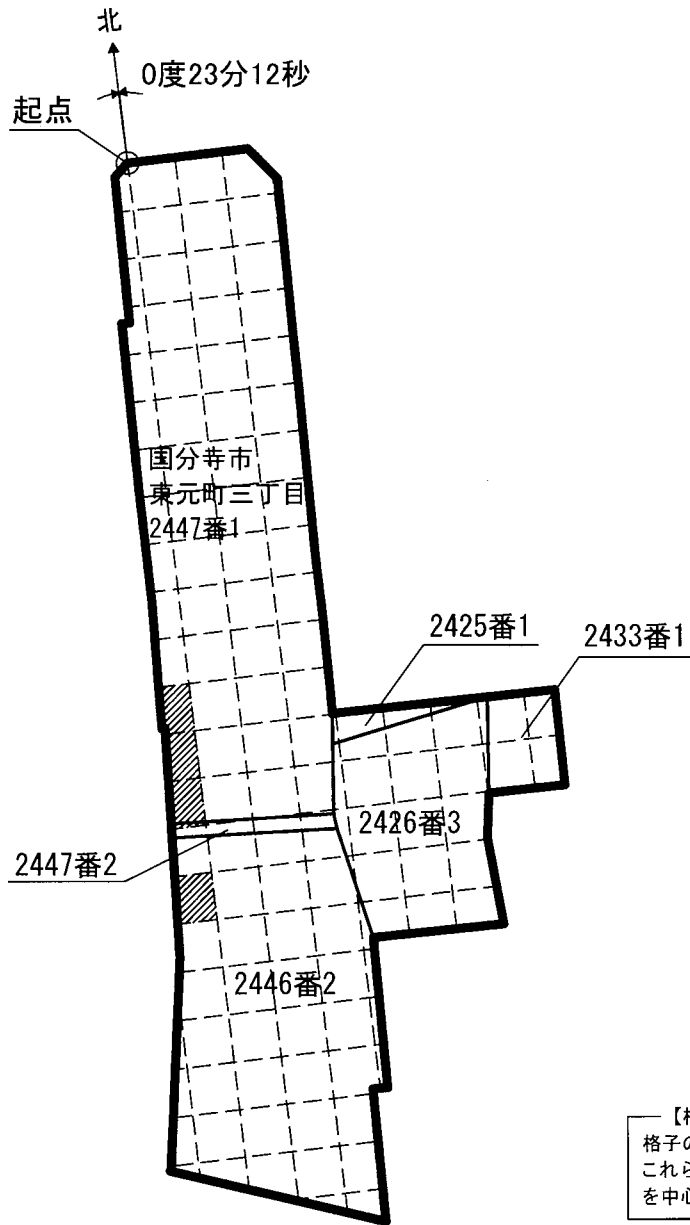
令和二年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（国分寺市東元町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- - - 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、国分寺市東元町三丁目2447番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度23分12秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百四十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(大田区大森西二丁目地内)


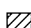
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、セレン及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

【凡例】

-  : 指定を解除する区域
-  : 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第887号により指定した区域)
- - - : 単位区画
- : 敷地境界（調査範囲）
- : 筆境界

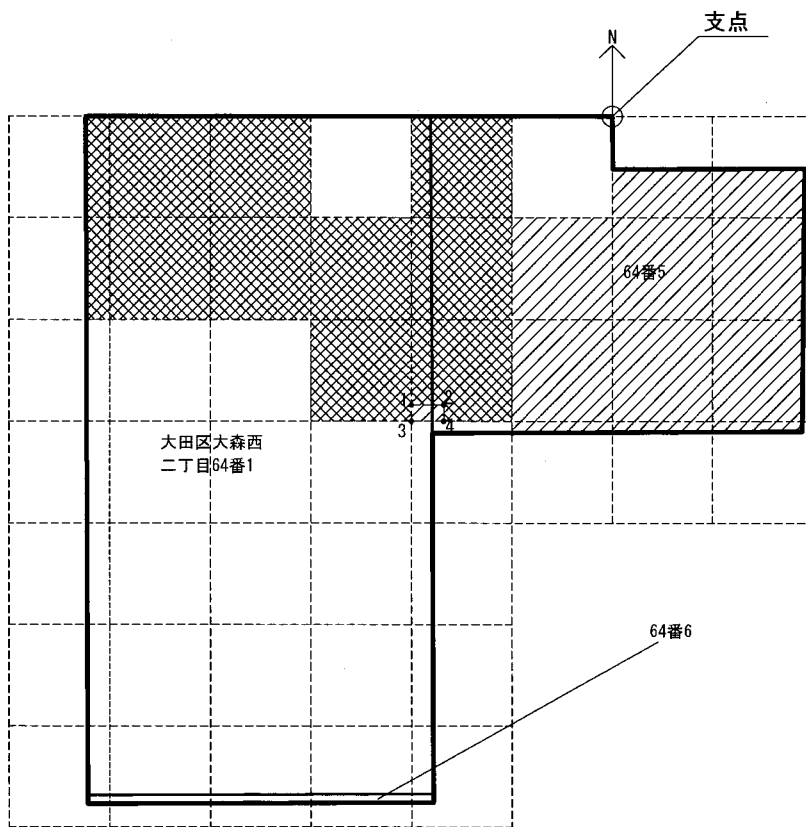
【格子の回転角度（0度）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

大田区大森西二丁目64番5の最北端とする。

座標一覧表		
測点名	X座標	Y座標
支点	0.000	0.000
1	-28.400	-20.000
2	-28.400	-16.800
3	-30.000	-20.000
4	-30.000	-16.800



大田区大森西
二丁目64番1

64番6

●東京都告示第九百四十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第二百十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月九日

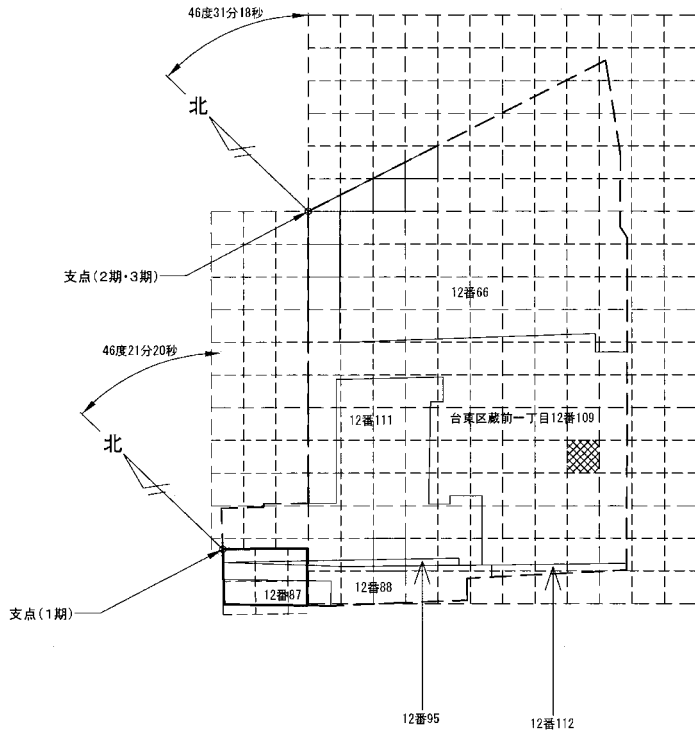
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（台東区蔵前一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡 例

- 指定を解除する区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 1期敷地境界

支 点

2期・3期の支点は台東区蔵前一丁目12番109の最北端とする。

1期の支点は台東区蔵前一丁目12番111の一部の最北端とする。

【支点(2期、3期)の格子の回転角度(46度31分18秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点(1期)の格子の回転角度(46度21分20秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年七月九日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

羽村市川崎二丁目百九十七番 西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二
八、同番十一及び百九十九番 千三百十八番地
六 株式会社武蔵野不動産
代表取締役 中村 潤

西多摩郡日の出町大字平井字 八王子市横川町五百四十五
三吉野下平井七百三十一番一 番地六
から同番三まで及び七百三十 株式会社寿建設
四番一 代表取締役 常盤 聡

武蔵村山市大南二丁目二十七 東大和市上北台一丁目四番
番一 地の十七
株式会社クライスコーポ
レーション
代表取締役 丸身 忠

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

その届出及び添付書類を縦覧に供する。
 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年七月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 K・P共同ビル

二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町一丁目六番

三 設置者名 株式会社パルコほか十三名

四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤタローほか七十六名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社関家具ほか六十二名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドほか九名

八 変更前の小売業者の住所 新宿区富久町十三番十五号サウスタワービル四階(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド)ほか

九 変更後の小売業者の住所 港区三田一丁目四番一号(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 寺田 和正(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 藤田 雅章(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド)ほか
 令和二年四月二十八日ほか

十二 変更日 令和二年六月八日

十三 届出日 令和二年六月八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和二年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年七月九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和二年七月九日

東京都知事 小 池 百合子

LABI新宿西口館

新宿区西新宿一丁目十八番八号

株式会社ヤマダ電機

群馬県高崎市栄町一番一号

店舗内ほか 九十台

変更前の駐車場の位置及び収容台数

店舗内ほか 七十二台

変更後の駐車場の位置及び収容台数

令和三年二月二十六日

令和二年六月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和二年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

縦覧時間

縦覧場所

届出日

変更日

位置及び収容台数

変更前の駐車場の位置及び収容台数

店舗内ほか 九十台

変更後の駐車場の位置及び収容台数

令和三年二月二十六日

令和二年六月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和二年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

縦覧時間

縦覧場所

届出日

変更日

位置及び収容台数

変更前の駐車場の位置及び収容台数

店舗内ほか 九十台

変更後の駐車場の位置及び収容台数

令和三年二月二十六日

令和二年六月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和二年七月九日から同年十一月九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

